3 発生農場における防疫措置

発生農場での防疫措置の遅れは、本病のまん延を引き起こす危険性があり、移動制限期間にも影響を及ぼして、畜産農家のみならず関連事業者及び地域住民へ与える影響が極めて大きいことから、防疫措置は迅速かつ的確に行う。

る影響が極	めて大きいことから、防疫措置は迅速かつ的確に行う。	
現地対策本	現地対策本部	
項 目	措置事項	
1 基本事項	(1) 迅速な殺処分及び埋却等によるまん延防止対策を講じ、その被害	
	を最小限に食い止める。	
	(2) 疑似患畜は、疑似患畜と判定後、原則として24時間以内に当該	
	農場内で殺処分を終了する。	
	(3) 埋却地は当該農場又は当該農場の周辺とし、疑似患畜と判定後 7	
	2 時間以内に埋却を完了する。	
	(4) 発生農場の現場総括者は、円滑な防疫措置を講ずるとともに、進	
	捗状況、人的・物的過不足を把握し、適宜報告する。	
	(5) 毎日、班長会議等を開催し、円滑な防疫活動を図る。	
	(6) 現地対策本部は、県実施本部(現地支援班)に進捗状況、人的・	
	物的過不足を随時報告、従事者の派遣、不足物資の搬入等を要請す	
	る。	
2 と殺の指	家畜防疫員は、家畜の所有者に対し、と殺指示書を交付するととも	
示及び所有	に、本病の概要、法の趣旨、所有者の義務、県の協力方針、法第52	
者への説明	条の2の規定により行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に	
	基づく不服申立てに制限がある旨について説明を行う。	
3 防疫作業	(1) 畜舎の外部の見やすい場所に発生の標示と立入禁止の掲示を行い、	
開始前の準	門を閉じるか綱を張るなどし、出入口数を必要最小限に限定する。	
備	当該出入口には、消毒槽及び噴霧消毒施設を設ける。	
	(2) すべての動物の隔離及びけい留並びに排水口の閉鎖を再確認する。	
	(3) ウイルスに汚染するおそれのあるすべてのもの(庭及び道路を含	
	む。) に十分な消毒液を散布する。この場合において、家畜の管理等	
	に使用した衣類、飼育管理用器具等についても同様とする。	
	(4) 発生農場及び近隣農場の外周部をビニールシートで遮蔽、畜舎内	
	にあらかじめ消毒薬を十分に散布すること等により、ウイルスの拡	
	散を防止する。	
	(5) ねずみや衛生害虫を駆除するとともに、からす等の野生動物の侵	
	入防止対策を講じる。	
4 埋却地の	(1) 埋却地担当者は、市町村担当課と埋却地確保の協議する。	
確保	(2) 埋却地は、ウイルス拡散防止のため、原則として当該農場又は当	
	該農場の周辺とする。	
	(3) 地質、地下水の高低、水源との関係、臭気対策を考慮して、候補	
	地を選定し畜産課に報告する。	
	(4) やむを得ない事情により、候補地を選定できない場合には、県実	
	施本部に理由を付して報告し、指示を受ける。	

5 評価

- (1) 法第58条第4項に定める評価人の現地到着を待って、殺処分予 定畜の評価を行う。評価人は、評価を行う場合には、防疫服を着用 し、ウイルスの拡散防止に細心の注意を払う。
- (2) 殺処分に先立って、評価人の評価を基に、家畜防疫員はへい殺畜 等手当金交付規程(昭和32年2月1日農林省告示第119号)別 記様式第4号による「動物評価意見具申書」に準じた評価書を作成 し、殺処分を進める。手当金交付の適正を期すため、個体(ただし、 多頭群飼育されている育成家畜、肥育豚にあっては群ごとの代表的 な個体)ごとに写真を撮影しておく。

6 殺処分

- (1) 殺処分を行う場所は、当該農場内とするが、公衆的な観点から適 当な場所を選定する。
- (2) 畜舎外で殺処分する場合には、柵等を用意し、又は十分な保定を 行い、家畜の逃亡を防止しなければならない。
- (3) 消毒薬、殺鼠剤、殺虫剤等を的確かつ迅速に使用し、昆虫、小動 物等によるウイルスの拡散防止を徹底する。
- (4) 農場周辺の通行の制限を実施し、道路への消毒薬の散布(散水車 の活用を含む。) などにより、周辺の消毒を徹底する。
- (5) あらかじめ発生農場内に炭酸ソーダ等の消毒薬を散布すること等 により、粉じんの飛散を防止するとともに、国防疫指針第2の3の(8) (防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点)に従い、発生農場か らのウイルスの拡散防止に努める。
- (6) 殺処分は、発症家畜に対して優先的に行い、薬殺、電殺等の方法 により迅速に行うものとする。
- (7) と殺後、必要に応じ、個々の家畜について、口腔、鼻腔、蹄部等 における病変の有無を調べ、記録する。
- (8) 殺処分の対象家畜は、患畜及び原則として次のアからウまでに該 当する疑似患畜とする。
 - ア 患畜と同じ農場において飼養されている偶蹄類の家畜の全部。
 - イ 患畜の飼養管理者が同一に管理している他の農場において飼養さ れている偶蹄類の家畜の全部。
 - ウ その他ア及びイに準ずるものとして家畜防疫員が認める偶蹄類の 家畜(畜産課と事前に協議する)。
- (9) 複数の畜種で発生があった場合には、原則として、豚の殺処分を 優先する。

理

- 7 死体の処 (1) 法第21条の規定に基づき家畜防疫員の指示の下、疑似患畜と判 定後72時間以内に当該農場又は当該農場の周辺に、死亡畜の埋却 を完了する。
 - (2) やむを得ない事情により、(1)の用地の確保ができない場合には、 畜産課と協議して対応を決定する。
 - (3) 当該農場又は当該農場の周辺以外の埋却地への死亡畜の移動に際 しては、農水省担当課と協議し、次による死体等を密閉すること等

による十分なウイルスの拡散防止措置を講じる。

- ア 原則コンテナ車両を用いる。コンテナ車両がない場合は、床及び 側面を1枚のシートで覆い、更に死体積載後、上部もシートで覆 う。
- イ 積込み前後に車両表面全体の消毒を行う。
- ウ 車両には、消毒液を搭載するとともに、死体を処理する場所まで 家畜防疫員が同行する。
- エ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒、焼却又は埋却を行う。
- (4) 埋却する場合は、施行規則の別表第2の基準により行う。 埋却作業を行うに当たっては、下記ア~ウに留意する。
 - ア 埋却地の外周部をビニールシートで遮蔽すること等により、病原 体の拡散を防止する。
 - イ 消毒薬、殺鼠剤、殺虫剤等を的確かつ迅速に使用し、昆虫、小動 物等によるウイルスの拡散防止を徹底する。
 - ウ 埋却地周辺の通行の制限を実施し、道路への消毒薬の散布(散水 車の活用を含む。) などにより、周辺の消毒を徹底する。
- (5) 焼却する場合は、施行規則別表第2の基準により行う。
- (6) 化製する場合は、運搬車両から原料搬入口までシートを敷き詰め る、原料置場と製品置場とを隔てて設置する等により汚染が最小限 となるよう留意し、消毒実施状況を確認するため、設備及び資材の 消毒が終了するまでの間、家畜防疫員が立会う。(化製の対象は、疑 似患畜の死体に限る。)

8 消毒等

- (1) 消毒は、その対象物に応じ、施行規則別表第2により行うことと し、本病ウイルスに有効な苛性ソーダ(2%)、苛性カリ(2%)、 炭酸ソーダ(4%)、ホルマリン液(10%)、消石灰(有効なpHを 確保できること)、蒸気等により行う。
- (2) 農場の出入口は、1か所のみとし、消毒槽及び噴霧消毒器を備え 付ける。
- (3) 消毒に取りかかる前に作業員の被服は消毒済みのものと取り替え る。
- (4) 家畜に接し、又は接したおそれのある器具及び衣服を集め、消毒 液に浸すか又は煮沸する。
- (5) 農場全体を十分に消毒する。
- (6) 農場の下水及び排水溝に消毒薬を投入する。
- (7) 農場でのねずみ等の駆除と野生動物の侵入防止対策を実施する。
- (8) 殺処分、死体及び汚染物品の処理が完了した時点で、本病ウイル スに有効な消毒薬、蒸気等により繰り返し消毒を実施(少なくとも 1週間間隔で3回以上)する。

の処理

9 汚染物品 (1) 汚染物品は、患畜等の生乳、精液等の生産物、排せつ物及び排せ つ物を含む敷料等並びにこれらに接触し、又は接触したおそれのあ るものとし、原則として、次のとおり焼却、埋却又は消毒を行う。

- ア 疑似患畜の死体を解体した一部(肉、骨、臓器、皮等)は、焼却 又は埋却をする。
- イ 家畜の生乳、精液等の生産物は、酸化又はアルカリ化した後、死 体等とともに埋却する。
- ウ 家畜の排せつ物及び排せつ物を含む敷料等は、原則として焼却又 は埋却とする。これが困難な場合、あるいは発生農場内で処理で きない場合には、拡散防止措置を行った上で堆肥化する(発酵消
- エ 飼料、乾草及びわらは、原則として焼却又は埋却とする。これが 困難な場合には、家畜及び飼養者が接触した部分を焼却又は埋却 をする。また、感染源でないことが確実と判断できるものであっ て、サイレージ以外のものは、くん蒸等の方法で確実に消毒した もののみ、発生農場での利用を認めることとする。
- オ 畜舎及び農作業に用いた車両器具類は、清掃後消毒する。
- カ 家畜管理用具類は、金属製用具等消毒が容易なものを除き、焼却 又は埋却をする。

10 殺処分 (1) 清掃

後の清掃、

消毒

- ア 畜舎内の清掃は上部から下部へ、奥から手前へ行う。
- イ 給餌施設は残っている飼料をすべて取り除く。
- ウ 敷料もすべて取り除き、床の清掃を行う。

(2) 消毒

- ア 畜舎及び農作業に用いた車両器具類は、清掃後消毒する。
- イ 畜舎内部へ動力噴霧器で消毒薬を十分に散布する。
- ウ 器具等は必要に応じて消毒薬に浸す。
- エ 床には消石灰を十分散布する。
- オ 殺処分、死体及び汚染物品の処理が完了した時点で、本病ウイル スに有効な消毒薬、蒸気等により繰り返し消毒を実施(少なくと も1週間間隔で3回以上)する。

11 防疫従

場後の留意

防疫従事者が本病ウイルスを拡散する危険性もあることから、現地 事者の入退事務所(集合場所)への集合から発生農場での作業、帰宅後の留意点 場時及び退していては、別に定める。

なお、国防疫指針の記載は、次のとおり。

- (1) 入場時は消毒済みの防疫服、長靴等を着用する。
- (2) 退場時には、身体、衣服及び眼鏡を消毒後、入場時着用した作業 着等脱ぎ、手洗い、洗顔及びうがいを行う。場内で着用した作業着 等は、消毒液に浸漬した後ビニール袋に入れ、外装を噴霧消毒した 後持ち帰る。
- (3) 農場出入口に仮設テントを設置する等、ア及びイの措置が円滑に 実施できるよう配慮する。
- (4) 帰庁(宅)後、移動に利用した車両の消毒、着用していたすべて の衣服の洗濯、入浴及び洗髪を行う。

	(5) 現地防疫従事者は、原則として、作業後7日間は発生農場以外の
	偶蹄類の動物に接触しないこととし、やむを得ず接触する場合には、
	事前に家畜防疫員の指導を受け、工の措置を再度実施する。なお、
	従事者の雇用に当たっては、あらかじめ、家畜の飼養の有無を調べ、
	偶蹄類の動物を飼養している場合は、本病のまん延防止の観点から、
	直接防疫業務に当たらせないなど慎重を期する。
12 防疫従	(1) 現地事務所(防疫従事者集合場所)において、防疫従事者の健康
事者の健康	診断を行う。
管理(再掲)	(2) 防疫従事者の検診をおこなう保健師は、県実施本部と市町村対策
	本部(保健所を設置している市町村)が連携して確保する。

県実施本部		
項目	措置事項	
1 基本事項		
	物的支援を行う。	
	ア 現地対策本部からの報告を受け、進捗状況、人的・物的過不足を	
	把握し、調整する。	
	イ 発生状況に応じて、農水省担当課への家畜防疫員(官)等の派遣	
	要請、自衛隊への派遣要請を検討、決定する。	
	(2) 毎日、班長会議等を開催し、円滑な防疫活動を図る。	
2 情報の共	共有化が必要な情報は、適時、本部員、幹事会構成員等に提供する	
有化	とともに、必要に応じて幹事会等を開催する。	
3 公表	発生農場における防疫措置の進捗状況(写真、映像等を含む)を定	
	期的に公表する。	

4 移動制限区域及び発生農場周辺における防疫措置

移動制限区域・搬出制限区域の設定、区域内農場への指導、発生農場から半径1km、半径3km圏内の浸潤状況調査等を迅速かつ的確に実施することにより、本病のまん延防止を図る。

県実施本部	3
項 目	措置事項
1 家畜移動	(1) 偶蹄類家畜の移動制限区域、搬出制限区域における移動制限の徹底を
制限の徹底	図るための周知及び監視を行う。
	(2) 複数の畜舎を有する農場に対して、畜舎間の家畜の移動の禁止を徹底
	する。
2 消毒ポイ	(1) 消毒ポイントの運営状況を把握し、人的・物的過不足を調整する。
ントの運営	(2) 必要に応じて設置場所、消毒時間の見直しを行う。
管理等	(3) 必要に応じてJAグループ群馬対策本部に自主消毒ポイント設置
	の要請を行う。
	(4) 消毒ポイント設置場所、消毒時間の周知に努める。
3 移動制限	(1) 移動制限区域内の偶蹄類飼養農場に、ウイルス拡散防止を図るた
区域内農場	め消石灰を配布するとともに散布を命じる。
への消石灰	(2) 配布は、ウイルスの拡散防止に最大限の注意を払って現地対策本
配布	部、市町村対策本部、JAグループ群馬対策本部が連携して、消毒
	ポイント等で行う。
	【配布基準】
	・酪農 経産牛 50頭未満 40袋、50~100頭未満 60袋、100頭以上 80袋
	・肉牛 1歳以上100頭未満 40袋、100~200頭未満 60袋、200頭以上 80袋
	・養豚 母豚 100頭未満 70袋、200頭以上 110袋

	現地対	付策本	部
	項	目	措置事項
1	緊急	消毒	病性決定時から、発生農場の周辺に緊急消毒ポイントを設置し、当
ポ	イン	トの	該農場の初動防疫措置が完了するまで稼働する。
設	置		
2	浸潤	状況	(1) 異常家畜確認調査
調	查		移動制限区域内にある農場のリストアップを行うとともに、発生
			農場から半径3km圏内にある農場に対して電話による聴き取り等
			により、これらの農場における異常家畜の有無を速やかに確認する。
			(2) 抗原検査及び抗体検査
			ア 発生後直ちに、発生農場から半径1km圏内にある農場について
			は抗原検査及び抗体検査を行う。
			イ 移動制限区域内にある大型肉用牛肥育農場及び大型養豚農場につ
			いては、臨床検査を行う。

区域内農場

への指導

- 4 移動制限 (1) 農場の出入口に踏み込み消毒槽を設置するとともに、農場内に入 る車両及び機材等については入退場時に消毒するように指導する。
 - (2) 家畜を飼養する者及びその家族は外出及び帰宅の際、その都度着 替え、手指及び靴底等の消毒を徹底し、作業着及び作業靴での外出 を禁止する。農場の従業員についても同様とする。
 - (3) 上記は、平時から心がけ、発生時には徹底を図るよう指導する。
 - (4) 不要不急の集会等への出席自粛を呼びかける。

5 接触した	おそれのある感受性動物の追跡
県実施本部	『・現地対策本部
項目	措置事項
1 追跡調査	(1) 異常家畜の通報により家畜防疫員が現地調査を行った結果、本病
	が否定できない場合には、家畜防疫員は過去21日間の家畜の移動
	及び過去7日間の人の出入りその他の接触を調べ、「不明疾病、現地
	調査表」を連絡担当者を通じて畜産課に報告する。
	(2) 畜産課は、通報を受けたすべての情報について、管轄する家保に
	追跡調査の準備を指示する。
	発生農場の状況が、発症家畜が複数である場合又は発症後数日で
	群内に広がりがある場合には直ちに調査し、これ以外の場合には本
	病と決定された後に、調査を行わせる。
	(3) 畜産課は、家畜の移動、人の出入り、集乳車・飼料輸送車関係等
	について、関係者の協力を得ながら状況を把握し、病性決定後、直
	ちに調査を開始する。
	(4) 畜産課は、関係場所が他都道府県にわたる場合には、農水省担当
	課に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。
2 調査に基	家畜防疫員は、患畜等と接触し、又は接触したおそれのある偶蹄類
づく措置	家畜の隔離を指示し、原則として、以下のとおり患畜等となるおそれ
	のある家畜に対して防疫措置を行う。
	ア 患畜と接触した獣医師、人工授精師、削蹄師等が病性決定までに
	他の偶蹄類家畜に接触した場合は、当該家畜を疑似患畜として殺
	処分し、その畜舎を消毒し、その後21日間は家畜の搬入及び人
	の出入りを行わないよう指導する。
	イ 病性決定から過去7日以内に患畜と接触したことが明らかな偶蹄
	類家畜も、疑似患畜として殺処分及び焼却又は埋却を行い、その
	畜舎を消毒し、その後21日間は家畜の搬入及び人の出入りを行
	わないよう指導する。
	ウ その他ア以外の家畜にあっては、接触の程度、経過日数その他参

考となる事項を基に、農水省担当課と協議し、処置する。

エ 患畜となるおそれのある家畜として隔離を指示したものについて は、臨床症状の観察とともに、接触後14日を経た後に血清学的 オ 殺処分及び隔離の場合は、指示書を当該家畜の所有者に交付する。

6 制限区域外の地域における対応

県実施本部	県実施本部・現地対策本部	
項目	措置事項	
1 偶蹄類家	(1) 農場への出入を厳しく制限するよう指導する。	
畜飼養者へ	(2) 法第9条の規定に基づき、全県下の偶蹄類家畜飼育場所を対象に、	
の指導	当該施設に出入する人及び車両並びに畜舎及び敷地辺縁部について、	
	塩素系消毒薬又は消石灰等による消毒を命令する。	
	(3) 飼育している家畜の毎日の健康観察と異常の有無の確認を徹底し、	
	異常が見られた場合には、速やかな獣医師又は家保への通報を徹底	
	する。	
	(4) ふれあい動物施設、展示動物施設には、当面、偶蹄類家畜が不特	
	定多数の者と接触しないよう要請する。	
2 畜産関係	(1) すべての畜産関係者に対して、農場への出入を極力控え、やむを	
者・団体へ	得ない場合は、農場出入り時の車両消毒、靴底消毒の徹底、農場毎	
の指導	に専用の防疫服を着用するよう指導する。	
	(2) 畜産関係者が集まる会合等は、開催の延期又は中止するよう要請	
	する。	
	(3) 制限区域を通過する場合は、必ず消毒ポイントで消毒を行うよう	
	周知する。	
	(4) 家畜市場は、開催を自粛するよう要請する。	
	(5) 新たな放牧の自粛を要請する。	

7 ワクチンを用いたまん延防止

本病の防疫措置としてワクチン接種は、原則として実施しない。

県実施本部は、万が一、殺処分と移動制限による方法のみでは、まん延防止が困難であると判断された場合であって、早期の清浄化を図る上で必要がある場合には、農水省担当課との協議によりワクチン接種の可否を判断する。

ワクチン接種にあたっては、法第31条の規定に基づき、以下のとおり実施する。

県実施本部	県実施本部・現地対策本部	
項目	措置事項	
ワクチンの	(1) ワクチン接種を決定した場合、接種地域や接種頭数について、農	
受払と接種	水省担当課と協議する。	
	(2) 県実施本部は、法第49条の規定に基づきワクチン及び注射関連	
	資材の譲与、又は貸し付けを受ける。ワクチン及び注射関連資材は、	
	必要に応じて県の施設等に移送される。	
	(3) ワクチン接種は、法第31条の規定に基づき実施することとし、	

原則として、接種地域の外側から発生地側に向けて迅速かつ計画的に実施する。

- (4) ワクチン接種を実施するにあたっては、譲与され、又は貸し付けられたワクチンの用法及び用量に従い、対象家畜の異常の有無及び発生地との関係を確認する。注射事故があった場合には、農水省担当課に連絡し、その指示に従う。
- (5) ワクチンを接種した家畜は、施行規則第13条の規定に基づき標識を付し、と畜場以外への移動を当分の間禁止することとし、その後の発生状況に応じその取扱いを農水省担当課で検討する。
- (6) 県実施本部は、ワクチン接種後、ワクチンを使用した旨、農林水産省消費・安全局長に報告する。

8 防疫措置完了後の清浄性確認検査及び移動制限の解除等

o 例沒有直元」後以有净任唯祕快直及Oʻ参勤制限以解除等
県実施本部・現地対策本部
項目 措置事項
1 防疫措置 (1) 農水省担当課と協議の上、発生地の防疫措置完了後、新たな疑い
完了後の清 事例が概ね7日間ない場合、移動制限区域の解除に向け、対象農場
浄性確認検 ごとに血清疫学調査及びその他必要な調査を実施する。併せて、区
査 域外の疫学関連農場についても、必要な調査を実施する。
(2) 対象農場及び検査法
ア 発生農場を中心とした半径3㎞以内の区域に所在する偶蹄類家畜
を飼養するすべての農場、臨床検査、血清学的検査
イ 人や車両の移動等から、発生農場と疫学的に関連のあるすべての
農場(アを除く) 臨床検査・血清学的検査
ウ 移動制限区域に所在する偶蹄類の家畜を飼養するすべての農場
(ア及びイを除く) 臨床検査
(3) 詳細は、農水省担当課の定める「口蹄疫の発生に伴う血清疫学調
査等について」のとおり。
2 移動制限 県実施本部は、原則として、最終発生に係る防疫措置の完了21日
解除後に、農水省担当課と協議の上、移動制限を解除し、知事は解除した
旨告示する。
3 移動制限 (1) 家保は、移動制限の解除後、原則として3か月間、旧移動制限区
解除後の検 域内の農場の監視を継続し、家畜の所有者へ異常の有無の確認と通
査 報の徹底を指導するとともに、少なくとも1回、立入検査による臨
床検査を行い、結果を取りまとめて畜産課へ報告する。
(2) 畜産課は、農水省担当課へ報告する。

9 ワクチン接種区域の農場における家畜の再導入

県実施本部	3・現地対策本部
項目	措置事項
1 事前確認	(1) 家畜の再導入を予定する農場は、最初の導入予定日以前一月以内
	に、上記の条件を満たしたことについて、家畜防疫員その他の県職
	員等による確認を受けること。
	ア 農場内の消毒を、殺処分終了後 1週間間隔で3回(防疫措置の
	完了時の消毒を含む。) 以上実施していること。
	イ 農場内の飼料、家畜排せつ物等に含まれるウイルスの不活化に必
	要な処理が完了していること。
	(1)初回の再導入の際は、念のため、畜舎ごとの導入頭数を少数とし、
導入	その後段階的に導入するよう努めるとともに、前回の消毒から1週
	間以上経過している場合は導入前に再消毒を実施する。
	(2) 再導入後は、毎日の臨床観察を徹底するとともに、異常を認めた
	際には、直ちに家保に通報することを、徹底する。
	(3) 導入後2週間が経過した後、家畜防疫員による立入検査を実施し、
	導入した家畜が口蹄疫に感染していないことを臨床検査により確認
	すること。また、万一の発生に備え、迅速に殺処分を行える体制を
	維持するとともに、家畜の所有者による埋却地の確保が困難な場合
	に備え、あらかじめ市町村と協議を行い、地域毎に十分な埋却予定
	地を確保しておく。
	(4) 原則として、家畜防疫員が農場内の飼料、家畜排せつ物等に含ま
	れるウイルスの不活性化に必要な処理が完了していることを確認す
	るまでは、農場内の飼料、家畜排せつ物等の移動は禁止するものと
	する。ただし、家畜防疫員の指示の下に、輸送中の散逸防止の徹底
	などを図った上で、農場内の飼料、家畜排せつ物等に含まれる病原
	体の不活性化に必要な処理のために農場外に移動する場合にあって
	は、この限りではない。

10 県実施本部等の廃止

県実施本部	県実施本部・現地対策本部		
項目	措置事項		
県実施本部	(1) 県実施本部、県防疫本部及び県防疫会議は、日本が清浄国に復帰		
等の廃止	した場合に廃止するものとする。		
	(2) 現地対策本部等もこれに準ずるものとする。		

第4 危機管理体制及び事前対応型防疫体制の構築

1 危機管理体制の構築

本病は、発生予防からまん延防止に至るまで、様々な関係機関が連携して対応することが必要となる。このため、日頃より本病発生時の通報・連絡体制を確認するなど、県、市町村及び農業団体の各段階で、危機管理体制の構築に努める。

また、万一の発生の際に、円滑な防疫措置を講じることができるよう、隣接県及び県内関係者の参加を幅広く求め、防疫措置についての打合わせ及び発生時を想定した防疫演習を実施し、まん延防止体制の調整、周知、点検及び改善に努める。

2 偶蹄類家畜の所有者への発生予防に係る指導

- (1) 家保は、本病の的確な発生の予防措置が講じられるよう、法第12条の3の 規定に基づく飼養衛生管理基準の遵守による、家畜の適切な衛生管理の方法につ いて助言又は指導を行い、必要に応じてその遵守状況を巡回等により点検する。
- (2) 家保は、山羊・羊などを飼育する小学校・幼稚園・保育園に対しても、関係機関と協力して、その飼養状況を把握するとともに本病の発生予防に関する知識の普及・啓発を行うように努める。

3 通報体制の整備

- (1) 本病の防疫対策は、早期発見、早期通報が最も重要であることから、畜産課及び家保は、獣医師、市町村、関係団体等と連携し、偶蹄類家畜の所有者及び畜産関係者に対して、家保だより、リーフレット、ホームページ、研修会等を通じて、本病の発生の予防に関する知識の普及・啓発、通報の重要性の啓発に努める。
- (2) 各生産者団体、県獣医師会等の関係団体においても定期的に本病に係る通報 の重要性の啓発に努める。家保は、獣医師及び偶蹄類家畜を飼養する所有者に対 し、常に本病の発生を疑い、本病を疑う症例を発見した場合には、直ちにその旨 を通報するよう指導し、又は依頼する。
- (3) 家保は、休日及び夜間でも通報が受けられる体制の整備に努める。

4 連絡体制及び役割の整備

- (1) 本病の対応は、多くの部局や市町村、関係団体にわたり、また初動対応については、円滑で確実な情報伝達が必須であることから、畜産課及び家保は、関係連絡先及び連絡ルート及びその役割について、あらかじめ整備し、関係者に周知しておく。
- (2) 本病については、異常家畜の届出から病性の決定まで短時間であり、異常家 畜の届出段階で、すでにまん延している可能性があることから、生産者を始めと して、関係者に確実に情報が届く体制を整備しておくことが必要である。

5 病性鑑定体制の整備

(1) 本病の診断には家畜防疫員の判断が極めて重要であることから、全ての家畜 防疫員は、日頃から本病を想定した病性鑑定技術の習得に努める。家保は緊急の 病性鑑定に備え、あらかじめ必要な病性鑑定資材一式及びリストを備えておき、 定期的に点検を行う。

(2) 家畜衛生研究所は、必要に応じて、県内の家畜防疫員に対して、本病の診断 方法及び材料採取に関する技術研修会等を企画し、開催する。

6 防疫措置に係る事前対応

(1) 農場情報の収集及び防疫マップの整備

ア 家保は、関係部局、市町村及び関係団体と連携して、日頃から偶蹄類の畜舎所在地、飼養頭数、飼養形態等及び所有者の連絡先、畜産関係施設等の情報を把握するよう努め、緊急時に備え、防疫措置に必要な情報を農家台帳として把握しておくとともに、防疫マップを整備しておく。

イ 収集した情報については、疑い例が確認された際の農場数の把握、疫学関連農場及び施設等の把握、移動制限区域の設定、消毒ポイントの設置及び防疫演習等に活用するものとし、その情報管理には十分留意する。

(2) 埋却地の確保

埋却地は、ウイルス拡散防止のため当該農場又は当該農場の周辺とする。迅速かつ的確な防疫措置には、迅速な埋却地の確保が必要不可欠であることから、平常時からそれぞれの役割を認識してその確保に努める。

ア 農業事務所の役割

平常時から市町村と協力して農場毎の埋却可能場所を確認するとともに、家畜 所有者が埋却地の確保に努めるよう指導を行う。

埋却地担当者を定め、あらかじめ市町村と発生時の埋却地確保に係る協議を行う。市町村有地での埋却についても、併せて協議を行う。

異常家畜の届出時から埋却地の選定を開始し、市町村と連携して確保する。

イ 畜産課の役割

集団発生等により多数の患畜等の死体及び汚染物品が生じる場合を想定し、国有地、県有地での埋却場所の選定、運搬方法等の検討を行う。

当該農場又は当該農場の周辺以外の埋却地、死亡畜の運搬方法については、農 水省担当課と協議し決定する。

発生市町村以外に埋却する場合、運搬車両が通過又は埋却する場所の市町村長 と協議するものとする。

ウ 市町村の役割

平常時から口蹄疫発生に備え、農場毎の埋却可能場所を確認するとともに、市町村有地における埋却可能場所も確認する。

異常家畜の届出時から埋却地の選定を開始し、農業事務所と連携して確保する。 確保された埋却地予定地周辺住民への説明を行う。

(3) 防疫資材の緊急入手方法の整備及び備蓄

ア 畜産課及び農業事務所は、初動防疫に必要な資材のリスト及びその緊急入手方法等を整備しておく。

イ 初動防疫措置に緊急に必要かつ調達に時間を要する資材は、備蓄に努める。

(4) 動員体制の整備

- ア 畜産課及び農業事務所は、防疫演習等を通じて、関係者に防疫措置の必要性を 十分説明した上で、防疫措置の規模に応じた必要人員をあらかじめ算定し、県 庁、県民局、市町村、関係団体等からの動員可能者名簿を整備しておく。
- イ 名簿には、防疫服や長靴のサイズ等の必要事項を記入するとともに、定期人事 異動時等、必要に応じて随時更新を行う。

(5)消毒ポイントの選定及び設置準備

ア 家保は、市町村、関係機関及び関係団体と連携して、本病の発生確認直後から、 消毒ポイントにおいて車両等によるウイルスの拡散防止が徹底できるよう、路線 等を確認の上、その候補地を選定しておく。

イ 消毒ポイント設置運営規程を別に定めるとともに、業務委託を予定している業 者と定期的に打合せを行う。

7 防疫演習等の実施

- (1) 畜産課及び農業事務所は、本病発生時に円滑な防疫措置を講じることができるよう、広く関係者を集めた防疫演習、又は連絡会議等を定期的に開催し、防疫対策についての理解と共通認識を図り、万一の発生の際に、迅速な初動対応ができる体制の確認を行う。
- (2) 防疫演習の結果を常に点検し、防疫体制の改善に努める。

8 本病に関する情報収集と共有化

- (1) 畜産課及び家保は、本病の発生予防やまん延防止措置を的確に推進していくために、本病に関する知見の収集や迅速で精度の高い診断方法、より効果的な防疫手法等の情報を国及び他都道府県が実施する防疫演習に積極的に参加して広く収集し、必要に応じて関係者に周知する。
- (2) 畜産課は、他国及び国内での本病の発生情報等を入手した場合は、速やかに 関係者に広く情報提供し、情報の共有化を図る。

(附則)

この指針は、平成22年 9月 3日から施行する。